

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◇ 年の途中で事業に従事した親族

**Q** : 私は個人病院を営む青色申告者です。私も高齢であるため、大学病院に勤務している長男を退職させ、8月からは私の病院に勤務してもらうことにしました。

ところで、長男の専従期間は6か月未満ですが、専従者給与を私の事業所得の計算上必要経費に算入できますか。

**A** : 労務の対価として適正で、かつ、届出書を提出すれば、必要経費に算入できます。

#### 【解説】

事業専従者に該当するかどうかは、原則としてその事業に専ら従事する期間が年を通じて6か月を超えるものでなければなりません。

ただし、青色事業専従者の場合は、その者の死亡、長期にわたる病気、婚姻、その他相当の理由によりその年を通じて6か月を超える期間その事業に従事することができなかった場合でも、その従事可能期間の2分の1を超える期間専ら従事すれば足りることになっています。この「相当の理由」には、就職や退職も含むと考えられます。

したがって、ご質問の場合、退職したときから年末までを「従事可能期間」とし、その2分の1を超える期間専ら事業に従事している場合には、その間に支払った給与は青色事業専従者給与として必要経費に算入されます。

なお、長男があなたの病院に勤務することとなった日から2か月以内に「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

